

平成24年 第17回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成24年12月5日（水）

開会 午後3時 閉会 午後3時28分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長補佐 松本晃治、
社会教育課長 土出政信、子ども未来課長 中村八寿子、
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
(1) 議案第84号 京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり（全7頁）
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成25年1月4日

委 員 長 小松 慶三

署名委員 野木 三司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘

〔欠 席 者〕 なし

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長補佐 松本晃治、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成24年 第17回京丹後市教育委員会定例会」を開会させていただきます。さて、12月に入りまして議会の方も始まりました。そしてその中で11月の臨時会を設けさせていただきまして皆さんにご承認いただいておりますところの26年4月から再配置されます弥栄小学校並びに高龍小学校につきまして学校条例の一部改正案を可決していただきました。一校ずつが、着実に地域の皆さんの本当にご理解をいただく中で進んでおりますのは、本日ご出席をいただきました事務局の皆さんのご努力によるものと深く思うところでございます。

それでは続きまして、米田教育長から、第15回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心といたしまして、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

みなさんこんにちは。本年度もいよいよ12月にはいりまして、来年度の府教委の人事異動の方針が示されました。年の瀬を感じる頃になってまいりました。本日校園長会をもって、この時期になりましたので、例えば人事の事務、中学校では進路の決定、これを目前に控えて本当に子ども達にとっては深刻な時期になります。それから成績処理など大変慌ただしくなりますので情報の管理とか、それから一日遅れれば、また、一人ミスして見逃したりすれば取り返しのつかない大変な時期になるということもありますので、点検等もしっかりしながら進めてほしいとお願いしておったところであります。今、委員長の方から招集日の議会の件の報告がございましたが、その他には長年の懸案でした適応指導教室、教育支援センターと申しますが、その設置に関する条例も可決されて、来年1月末くらいからは開設の運びにもっていけるようにというふうに思っております。また一般質問では、10人から11人の方々から通告を受けております。簡単に内容を言いますと、教育委員会の活動、教育委員会の責任論、教育委員会不要論を踏まえた質問。それから学力テスト、結果の非公開、これのメリット、デメリット、これが学校格差に繋がるというような理由は市民の感覚や時代の流れとはずれておるのではないかという意味の質問がございました。また教育の町づくり構想、学校再配置、小中一貫教育の関連、それからいじめの間

題。スポーツ基本法というのが変わって、それに関わった問題。丹後震災記念館とか峰山小学校本館の保全、今後の活用について。それからジオパークに関しての取り組み、時間外勤務、休憩室、休憩時間の確保、年休の取得の問題。また幼稚園などの園庭に安全も大事だけれども、子どもが危険だと思うような遊具なんかも置いて注意を付けさすようなそういうことも必要ではないかと、そういう園庭作りが必要でないかという質問もございます。それから公民館の再配置の関係とか、就学援助に関する質問とか、例年毎年あるようなものプラス今言ったようなものがございます。学校の教育内容にもかなり細かく目を通しておられるというようなことで、多彩な方面からの質問がございます。それから、今日、校園長会でも言っておったのですが、教育委員会の不要論につきましては私もひとつ思いはあるわけですが、いじめをめぐる問題からこの問題に発展しましたけれども、新聞等から見て非常にたくさん書いてありますけれども、課題は二点だと思ってます。一点は同級生からのいじめを苦にして中学生が自殺をしたとされる件ですが、教育委員会は因果関係を認めようとしないと。それからまた当初はいじめがあったこと自体を隠蔽しようとしていたと、その隠蔽体質の面ですね。それからもう一つは教育委員というのは非常勤だと、月に1、2度集まって会議を持つくらいで十分討議しない。だからあんな無責任なことになっているのだと。で、教育委員会に学校の責任は任せられんと、市長部局に置くべきだという論法とこの二つのことだというふうに思っております。ほんで、こうした中身が先ほど言いましたけれども、12月議会で一般質問にちょっと触れられるというふうに思っています。私はこういった教育委員会に対しての現状への誤解とか、曲解ですね、曲解による要素、これをできるだけ払拭したいというふうに思っております。教育委員が悪いんだったら罷免制度もありますし、解職請求もできます。変えればいいと。しかし教育委員会の仕事自体がああいうふうに見られるということは、非常に残念で仕方がないというふうに思っております。なぜ教育委員会が独立した行政委員会に委ねられているのか、警察の公安委員会ですとか、それから選挙管理委員会等も全部同じですね。その根本をしっかり見んと、戦後の非常に厳しい教育委員会の反省点にたって今の組織が作られたということのを是非見直さなければならぬと思います。それから教育委員さんの役割というもの、何かの形で知らせていかんなんと思ひます。なぜ教育長は常勤ですけれども教育委員さんは非常勤なのかという辺なんかも法的にきちんと踏まえていかなければなりません。地方教育行政の組織および運営に関する法律では、非常勤であると明記してあるわけですね。それから市の職員が市の教育委員になれないということも明記してあるわけです。これは何でかという、常勤だったら市から金をもらって生活をしていくことになる。となると、市長、いわゆる首長ですね、首長の意思がどんどん通りやすくなってくるということのを避けるための非常勤であるということもいえると思ひます。そうした中で、教育委員会制度というのをどう理解してもらうかという事も考えないと、よそで課題があったと同じような見方をされると辛いなというふうに思っております。そんなことで、教育委員会、地域にも見える教育委員会というふうなことに頑張らなければならぬと思っております。そんなことをちょっと感じながら、どうも最近新聞を見ておると頭がくしゃくしゃするもので、ちょっと校園長会でもそのことをちょっと触れておったわけです。簡単に動静を言います。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

それでは、次に会議録の承認を致します。第15回の署名委員は文珠委員でございます。会議録については、お手元に送付しておりますが、皆様のお手元の方に会議録の正誤表が置いてございます。このように、修正した形でご承認ということでお願いしたいと思えます。

それでは、今の部分につきまして、後は原案のとおりということで承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案のとおり承認と致します。

〈小松委員長〉

続きまして、本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

野木委員を指名致しますのでよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。

議案第84号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第84号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」説明をさせていただきます。教育委員会の事務部局、及び職員教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の職員の補職名については、同規則に規定をしておりますが、その内作業員、調理員については職場の業務内容としてより適切な補職名に改めるとともに、運転手につきましては、現在に配置がなく、今後においても配置の予定がないため削除をしたいと考えております。改正文の内容について説明をさせていただきます。第2条に補職名を列記しておりますが、作業員を学校用務員に、調理員を調理師に改め運転手を削ることとしております。施行期日につきましては市長部局でも現在補職名の見直しを行っておりまして、規則の改正を行う予定としております。それが平成25年1月1日からとされているようですので、それに合わせ、今回こちらの方の規則も平成25年1月1日から施行という形にしたいというふうに考えています。以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

はい。議案第 84 号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

補職名というのが、実は何の意味だか分からなかったの、調べてみたら、具体的な職務、担当という明確なる、一般的にはなかなか補職という言葉自身が、馴染みが薄いものですから。それとちょっと気になったのが、気になったというかそれでいいんでしょうけれども、調理師という言葉、調理員から調理師になったということは、調理師免許を持っている人になるという、ということは調理師という名称自身は資格保有者じゃないと名乗れないはずだと思うのですが、現状の中ではそういう調理師資格を持っておられない調理員さんという方はおられないということですか。

〈吉岡教育次長〉

現在、正職員は全て調理師の免許を持っています。

〈森委員〉

はい。

〈小松委員長〉

はい、森委員。

〈森委員〉

はい。運転手が外されているのですけれども、外されるのですけれども、今後スクールバスの運転はすごく盛んになると思うのですけれども、位置づけはどうなるのですか。

〈吉岡教育次長〉

スクールバス等につきましては、全て委託をしておりますので、正職員での運転手はいないということになります。当時決められた時は理事者の車の運転手がある程度想定をされていたのではないかなというふうに思います。

〈藤村教育総務課長〉

補足ですけれども、運転手の関係につきましては市長部局の方には現在もございまして、網野衛生センター勤務となっています。これについては今回改正で作業技師という名称に変わるというふうに聞いております。

〈小松委員長〉

他にご質問、ご意見等ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第 84 号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認とさせていただきます。

〈小松委員長〉

以上をもちまして本日の議事はすべて終了しました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願い致したいと存じます。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」申請に係る11月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 12月学校行事予定について
② 学校再配置事業の取組み状況について

〈文化財保護課〉

- ① 教育財産（旧五箇小学校成路分校建物）の使用許可について

〈小松委員長〉

全体を通して、何かご質問がございますでしょうか。

〈小松委員長〉

これ鱒留のこの建物、僕も成路分校を覗かせていただいたことがあるのですが、この給食室というのはその、相当老朽化が進んでいると思うのですが。

〈吉田文化財保護課長〉

鱒留区さんの方には、すぐに解体をしなければいけないような建物だというようなことを前提の中で話をして、そういったことを承知のうえで災害用倉庫として貸してほしいということで許可をしております。それで、一応1年更新ということ、1年の契約なのですが、双方から申し出がない時についてはずっと引き続いてということでもあります。それで今後の予定なのですが、民具の保管庫として使用しておりますけれども、旧町で集めた民具はそれぞれの旧町ごとに今保管している状態です。ただ、今後は一箇所に集めることは多分必要であろうというようなことを考えておりますし、この施設そのものもかなり老朽化が進んでおりますので、具体的にはまた先ではもうひょっとしたら解体というようなことも含めて検討をしたいというふうに思っております。もう民具だけは一箇所に保管すると。

〈小松委員長〉

結構民具はね。量が置いてあるので。

〈吉田文化財保護課長〉

その期間については一応ある時期についてはもう使用させて、使用させるというふうに考えています。

〈小松委員長〉

他にご質問等ございませんか。

〈野木委員〉

はい。全体を通してということなので議事の方でもいいですか。

〈小松委員長〉

はい。

〈野木委員〉

すみません、先ほど調理師というような話があって、その中で栄養士というそういう方もいらっしゃるということなのですが、管理栄養士っていう方々というのは、置かれるとうるかそんなお考えはないのでしょうか。

〈小松委員長〉

次長、お願いします。

〈吉岡教育次長〉

今、栄養士として採用させていただいて業務をしているものは、全て管理栄養士の資格を持っていると思います。

〈野木委員〉

そうですね。

〈吉岡教育次長〉

教育委員会、学校、保育所、それから保健師が勤務している健康長寿福祉部の方にも栄養士がいるのですが、全て管理栄養士です。私が承知している範囲ではそうです。

〈野木委員〉

はい、ありがとうございます。

〈小松委員長〉

他にごございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして第17回京丹後市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。ご苦勞様でございました。

〈 閉会 午後 3 時 2 8 分 〉

[1 月定例会 1 月 4 日 (金) 午後 1 時から]